

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月7日現在

機関番号：32649

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22730261

研究課題名（和文） 信用保証制度の制度設計に関する研究

研究課題名（英文） Analysis of government loan guaranteed program

研究代表者

安田 行宏 (YASUDA YUKIHIRO)

東京経済大学・経営学部・准教授

研究者番号：10349524

研究成果の概要（和文）：日本の公的な信用保証制度の在り方について研究を行った。保証のつかない貸出や銀行のリスクテイクに与える影響について理論的・実証的に分析を行った。この分析により、信用保証制度は銀行のリスクを高めることが理論的・実証的に明らかとなった。さらに、リーマン・ショックを受けて導入された緊急保証制度の効果についても実証的に検証を行った。この分析により、企業の資金繰りに対して同制度は貢献したことを実証的に明らかにした。一方で、銀行と企業の緊密な関係は、同制度の効果を相殺することも明らかにした。

研究成果の概要（英文）：We analyzed theoretically and empirically the effects of Japanese government loan guarantees on banks' non-guaranteed lending and risk-taking. Both theory and evidence further suggested that increasing loan guarantees gave banks incentives to take more risk. We also examine the effectiveness of Japan's Emergency Credit Guarantee (ECG) program set up during the financial turmoil following the failure of Lehman Brothers. We find that the ECG program significantly improved credit availability for firms using the program. However, when it is a relationship lender (main bank) that extends an ECG loan, the increased availability is partially, if not completely, offset by a decrease in non-ECG loans by the same bank.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学、財政学・金融論

キーワード：信用保証制度、リスクテイク、預金保険制度、自己資本比率規制、免許価値

1. 研究開始当初の背景

日本における信用保証制度についての研究蓄積が不十分との認識から研究を着手した。中小企業金融は大企業のそれとは異なり固有の特徴と問題を有している。実際、学術

的にはリレーションシップバンキングという概念の下で、特に海外では膨大な研究が蓄積されている。こうした研究は、日本国内においても中小企業のデータの整備によって近年急速に蓄積され始めており、日本固有の

中小企業金融の特徴や問題点が明らかになりつつある。しかし、中小企業金融に対する政策の分析となると、その現状は大きく異なる状況に置かれている。その中でも、(公的)信用保証制度に関しては、日本における本格研究は、筆者の知る限り1ケタに留まり、理論分析については皆無に近い。世界的にみても、実証・理論分析ともに不足している状況にある。

実際、平時においてはあまり注目されることのない信用保証制度であるが、今回の金融危機などで問題が表面化する度ごとに実は大きな期待を寄せられる制度であることに注意する必要がある。例えば、2008年に始まる世界同時不況を受けて、日本では100%保証の緊急保証制度が導入された。さらに、融資を4割保証する新たな制度を導入することも現在議論されている。世界に目を転じてみると、これまで制度的規模の小さい米国でさえも、中小企業への貸し渋り対策として、中小企業庁(SBA)の保証付き融資の上限の引き上げが既に決定しており、信用保証制度に対する重要性はこれまでになく高まっているといえる。実務的には重要性が今までにないほどの高まりを見せているにも関わらず、その研究蓄積が十分でないことを鑑み、本研究では、信用保証制度の理論・実証分析を精力的に行いたいと考えるに至った。

2. 研究の目的

信用保証制度の抱える構造的な問題点を理論的・実証的に明らかにすることである。具体的には、信用保証制度が銀行行動に与える影響の分析や、部分保証と100%保証の比較分析などである。これらの分析を通じて、信用保証制度に関して具体的なインプリケーションを導くことを最終目的である。

信用保証制度に関する分析は、大きく分けて、信用保証制度を利用する企業や銀行の行動に焦点を当てて分析するものと、信用保証制度自体の効果、影響、制度設計に関して分析するものからなると思われる。本研究でも、こうした観点からアプローチし、実証分析については、主に『金融環境実態調査』のアンケートデータと全国銀行の保証債務残高のデータを中心に用いて分析を行うことを念頭においている。

まず、第1に、信用保証制度を利用する企業の決定要因とその財務的な特徴について実証的に分析する。これにより、どういった特徴を有する企業が信用保証を実際に利用しているのかが判明する。このことは、狙い通りの政策効果が期待されるのか否かを評価する上での

重要な情報源となる。例えば、財務的に脆弱な企業の支援が目的の場合に、相対的に規模の大きな健全な企業が信用保証を積極利用しているとなれば、その効果は限定的なものになることが分かる。以上から、信用保証を利用する企業の特徴を明らかにすることは、従来の信用保証制度の評価を行う上で極めて重要な分析であると思われる。

第2に、銀行行動に関して銀行の財務内容(BIS比率との関係、保有有価証券の含み損との関係、不良債権比率との関係など)、あるいは企業とのリレーションシップの相違が、保証貸出の利用、あるいは保証貸出契約の内容(金額、金利、満期、担保の有無など)に対してどのような影響を与えるのかについて実証的に分析することである。これらの分析を踏まえ、既に筆者が取り組んでいる銀行のリスクテイク、貸出行動に関する理論分析に反映させ、より一般的に銀行行動を説明できる理論分析へ拡張を図る。

そして第3に、信用保証制度自体の分析として、まず制度設計の論点の柱の一つである部分保証と100%保証の違いが、銀行・企業に対してどのような影響を与えるのかを明らかにすることを念頭に実証分析を行う。具体的には、2007年10月から導入された責任共有制度の導入前と導入後の企業のデータに基づき、最新の研究手法を用いて分析を行う。また、同じ企業を対象に、2008年10月から導入された100%保証の緊急保証制度によって、保証利用企業の資金のオペラビリティが改善したのかどうかについても検証を行う。これにより、信用保証制度の制度設計の重要な論点である部分保証と100%の違いがどのような影響をもたらすのかが日本のデータを用いて明らかになることが期待される。

そして、最日本の信用保証制度の規模の大きさと100%保証など日本に固有な、しかし世界的に関心の高いテーマに焦点を当てた分析を行う。周知のように、世界的にみて日本の信用保証制度のプレゼンスは圧倒的な規模であるとともに、責任共有制度が導入される前までは100%保証、固定保証料率という日本固有の特徴を持っていた。これらがどういった影響をもたらすのか自体が実は重要な意味を持つ。具体的には、保証貸出とプロパー貸出の関係の視点から、保証貸出のシェアが大きいことで、プロパー貸出の金利決定に対してどのような影響をもたらしているのかについて理論・実証的に分析を行う。この分析は、日本の貸出金利全般が(他国、あるいは企業のリスク水準からして)低い要因の一つとして、公的な信用保証制度がどのように作用・関連しているかを明らかにすることを狙いとしている。

本研究の学術的な特色としては、まず第1

に、何よりも世界的に研究蓄積が不足している中小企業金融政策の柱の一つである信用保証制度について実証的、理論的に分析を行うことである。第2に、本研究で用いるデータは、世界的に見ても稀な貸出契約内容まで及ぶ詳細なものであり、日本固有の特徴を除外しても、これまで分析不可能であったものに取り組める点である。そして第3に、前述のように、日本に固有な、しかし世界的に関心の高いテーマを分析する点である。すなわち、部分保証と100%の相違に関する実証分析、規模の大きな信用保証制度の実証分析、100%保証の実証分析などは、日本でしか検証できない、しかし世界的にも関心のある共通テーマである。

3. 研究の方法

理論的、実証的に検証を行う。近年（2008年以降の出版済み研究、ならびにワーキングペーパー）の最新研究のレビューを行う。特に、信用保証制度の理論分析については数本出始めており、これらについては詳細に検討を行う。一方で、前述の実証課題については、より具体的な研究仮説の構築を行う。その上で、必要なデータ収集とデータ整理を行う。具体的には、銀行財務データ、信用金庫データ、都道府県レベルでの信用保証関連のデータの収集を行う（銀行・信用金庫の財務データについてはデータベースから収集。保証債務残高が入手できる信用金庫については、2002年度以前のデータについて『信用保険』より手入力で収集、都道府県レベルのデータについては同じく『信用保険』より手入力で収集）。『企業資金調達環境実態調査』のデータについては、検証仮説に応じて必要なデータの取捨選択と編集作業を中心に行う。そしてデータの基本特性把握するために記述統計を中心にまとめて簡単な分析を行う。

4. 研究成果

英語論文として公表することを通じて日本内外に日本の信用保証制度の現状とその課題について情報発信を行った。

具体的成果の一つは以下の通りである。1990年代の日本の信用保証制度、中でも特別保証を念頭に銀行のリスクテイクへの影響について理論的、実証的分析を行った。これまで少なからず信用保証制度についての経済分析が行われてきたが、理論的な考察はほとんどなく、実証分析の結果についてもコンセンサスが得られるまでに至っていない状況である。それゆえに、昨今の「緊急保証制度」についても、これまでの経験を十分に踏まえた上で満を持して導入されたというよりは、むしろ、喫緊の危機的状況に追われて導入し

た感否めない。そこで、本稿では基本に立ち返って信用保証制度に期待される役割やあり方を念頭におきながら、簡単な理論分析に基づいて実証的に信用保証制度が銀行行動に与える影響を検証した。

本稿の分析から、信用保証の利用比率が高まるほど、銀行のリスクテイクを促すこと、自己資本比率が高いほど、逆に銀行のリスクテイク抑制効果を持つこと、そして、免許価値が高いほど銀行のリスク水準は低いことが理論的・実証的に確認された。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

Ono Arito, Ichiro Uesugi, and Yukihiro Yasuda, "Are lending relationships beneficial or harmful for public credit guarantees? Evidence from Japan's emergency credit guarantee program" *Journal of Financial Stability*, 査読あり、2013年、近刊。

Anna Chernobai, and Yukihiro Yasuda, "Disclosures of Material Weaknesses by Japanese Firms after the Passage of the 2006 Financial Instruments and Exchange Law" *Journal of Banking and Finance* 37(5), pp. 1524-1542, 査読あり、2013年。

〔学会発表〕（計4件）

Yukihiro Yasuda, "Government Guarantees of Small Business Loans: Effects on Risk-Taking and Non-Guaranteed Lending at Japanese Banks", The 25th Australasian Finance and Banking Conference (AFBC) Sydney, Australia, 2012年12月17日

Yukihiro Yasuda, "Government Guarantees of Small Business Loans: Effects on Risk-Taking and Non-Guaranteed Lending at Japanese Banks", 4th International Finance and Banking Society (IFABS) Valencia, Spain, 2012年6月19日

Yukihiro Yasuda, "Disclosures of Material Weaknesses by Japanese Firms after the Passage of the 2006 Financial Instruments and Exchange Law", The 7th International Conference on Asian Financial Markets, Nagasaki, Japan, 2011年12月10日

Yukihiro Yasuda,

“Disclosures of Material Weaknesses by Japanese Firms after the Passage of the 2006 Financial Instruments and Exchange Law”, 3rd International Finance and Banking Society(IFABS), Rome, Italy, 2011年7月2日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安田 行宏 (YASUDA YUKIHIRO)
東京経済大学・経営学部・准教授
研究者番号：10349524